

第百二十回 参議院議院運営委員会會議録第十六号

平成三年三月二十八日(木曜日)
午後二時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 伊江 朝雄君
理事 石井 一二君
菅 哲男君
高木 正明君
稲村 稔夫君
菅野 久光君
常松 克安君
橋本 敦君
磯村 修君
勝木 健司君

委員

石川 弘君
大島 慶久君
鹿熊 安正君
田村 秀昭君
仲川 幸男君
成瀬 守重君
藤田 雄山君
山口 光一君
北村 哲男君
櫻井 規順君
野別 隆俊君
三重野 栄子君
土屋 義彦君
小山 一平君

政府委員

副議長 長 土屋 義彦君
副議長 長 小山 一平君
官 科学技術政務次官 本村 和喜君
官 通商産業政務次官 中曾根弘文君

事務局側

事務総長 佐伯 英明君
事務次長 戸張 正雄君
議事部長 菅野 清君
委員部長 黒澤 隆雄君
記録部長 中川 俊彦君
警務部長 鈴木 重夫君
庶務部長 島田 豊光君
管理部長 堀川 久士君
渉外部長 大鷹 市郎君

本日の会議に付した案件

○原子力委員会委員の任命同意に関する件
○宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件
○商品取引所審議会会長及び同委員の任命同意に関する件

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件
○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件
○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(伊江朝雄君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、原子力委員会委員、宇宙開発委員会委員及び商品取引所審議会会長及び同委員の任命同意に関する件を議題といたします。

政府委員の説明を求めます。科学技術政務次官 本村和喜君。

○政府委員(本村和喜君) 原子力委員会委員中江要介君は三月二十四日任期満了となりましたが、同君の後任として伊原義徳君を任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条

第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

次に、宇宙開発委員会委員齋藤成文君は三月三十一日任期満了となりますが、同君の後任として野村民也君を任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御同意されますようお願いを申し上げます。

○委員長(伊江朝雄君) 次に、通商産業政務次官中曾根弘文君。

○政府委員(中曾根弘文君) 商品取引所審議会会長別府正夫君並びに同委員久保田晃、杉山克己、神崎克郎及び酒巻俊雄の四君は三月三十一日任期満了となりますが、会長別府正夫君の後任として杉山克己君を任命し、同委員久保田晃、杉山克己の両君の後任としてそれぞれ池田正義、植田守昭の両君を任命し、神崎克郎、酒巻俊雄の両君を再任したいので、商品取引所法第百三十九条第二項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御同意されますようお願いを申し上げます。

○委員長(伊江朝雄君) ただいま説明の人事案件について、これより採決を行います。

まず、原子力委員会委員及び宇宙開発委員会委員の任命について同意を与えることに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊江朝雄君) 多数と認めます。よって、本件は同意を与えることに決定いたしました。次に、商品取引所審議会会長及び同委員の任命について同意を与えることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊江朝雄君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(佐伯英明君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、本年四月から永年在職表彰議員特別交通費の月額を二十五万円から三十万円に改めようとするものであります。

以上でございます。

○委員長(伊江朝雄君) これより採決を行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊江朝雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊江朝雄君) 次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件及び参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件、以上両件を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

まず、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件であります。これは、証人等が出頭し、または陳述をした日の日当について、陳述に要した時間が四時間未満の場合にあっては一万六千五百円を一万七千五百円に、四時間以上の場合にあっては二万九千五百円を二万九千九百円に、それぞれ改めようとするものであります。

次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件であります。これは、事務局職員の定員を一名減らし、千二百六十五人に改めようとするものであります。

以上でございます。

○委員長(伊江朝雄君) これより採決を行います。

まず、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件につきまして、事務局総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件につきまして、事務局総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件につきまして、事務局総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもって諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会において御決定のありました参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について採決いたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約十分の見込みでございます。

○委員長(伊江朝雄君) ただいまの事務局総長説明のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後二時四十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

原子力委員会委員の任命同意に関する件外二件

原子力委員会委員 伊原 義徳君
宇宙開発委員会委員 野村 民也君
商品取引所審議会会長 杉山 克己君
同 委員 池田 正義君
同 植田 守昭君
同 神崎 克郎君
同 酒巻 俊雄君

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程(昭和二十二年九月一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一六、五〇〇円」を「一七、一〇〇円」に、「二〇、一〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に改める。

附 則

この規程は、平成三年 月 日から施行する。

改 正 案

現

行

別表第二(第二条、第三条関係)

車賃(一キロメートルにつき)	三七円	
日 当 (二日につき)	出頭し、又は陳述をした日	出頭し、又は陳述をした日
陳述に要した時間(これに準ずる時間を含む)が四時間未満の場合		陳述に要した時間(これに準ずる時間を含む)が四時間以上の場合
一七、一〇〇円		二〇、九〇〇円
三、〇〇〇円		
宿泊を要する場合に、証人等として出頭し、又は陳述をした日及びその前日並びに証人等として滞在した日(これらにあっては、それぞれ一四、八〇〇円を、それ以外の日にあっては、それぞれ一三、三〇〇円を加えた金額とする。)		

別表第二(第二条、第三条関係)

車賃(一キロメートルにつき)	三七円
日 当 (二日に つき)	出頭し、 又は陳述 をした日
出頭し、 又は陳述 をした日 以外の日	陳述に要した時間(これに準ずる時間を含む)が四時間未満の場合
三、〇〇〇円	陳述に要した時間(これに準ずる時間を含む)が四時間以上の場合
	一六、五〇〇円
	二〇、一〇〇円
宿泊を要する場合に 証人等として出頭 し、又は陳述をした 日及びその前日並び に証人等として滞在 した日(これらに あっては、それぞれ 一四、八〇〇円を、 それ以外の日にあ つては、それぞれ一 三、三〇〇円を加 えた金額とする。	

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決）の一部を次のように改正する。
第一条中「千二百六十六人」を「千二百六十五人」に改める。

附 則
この規程は、平成三年四月一日から施行する。

三月二十八日（木）の議事予定

日程第一 国家公務員等の任命に関する件（同意）

原子力委員会委員

伊原 義徳君

宇宙開発委員会委員

野村 民也君

商品取引所審議会会長

杉山 克己君

同 委員

池田 正義君

同

植田 守昭君

同

神崎 克郎君

同

酒巻 俊雄君

（緊急上程予定）

平成三年度一般会計暫定予算

平成三年度特別会計暫定予算

平成三年度政府関係機関暫定予算

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律案（衆議院提出）

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

三月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「二十五万円」を「三十万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定は、平成三年四月一日から適用する。

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

（予備審査のための付託は同日）

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

平成三年三月三十日印刷

平成三年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B